

*South China - Asia Business Report*Vol. **64**
Jul/Aug
2017**華南・アジア** ビジネスレポート*CONTENTS*

Briefs

Topics

2017 年上期為替市場の回顧と 2017 年下期の見通し ……	3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～	
欧州との物流ハブ目指す成都 ……	6

Regional Business

Malaysia

法人の不動産投資に関する課税関係 ……	9
---------------------	---

India インドの税制 [64]

インド子会社における IT を活用した ガバナンス強化のための要点 (前編) ……	12
--	----

Vietnam

現地法人への出資の際の送金手続き及び留意点 ……	16
--------------------------	----

Philippines

フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性 ……	20
--------------------------	----

Taiwan

インターネット広告費の支払いにかかる所得税 ……	24
--------------------------	----

China

企業経営における刑事コンプライアンス及びリスク削減 ……	27
------------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況 ……	30
-------------------	----

Briefs

Topics

2017 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

17 年上期のドル円相場は、16 年 11 月の米国大統領選挙にてトランプ氏が勝利したことで、トランプ政権による政策への期待から急騰した後、徐々に値を下げる展開となった。FRB は 17 年 3 月と 6 月の FOMC で政策金利を 0.25% ずつ引き上げたほか、17 年内にバランスシートの縮小に着手する方針を明らかにしたが、相場への影響は限定的なものにとどまっている。17 年下期のドル円相場も、引き続きトランプトレードの崩壊と FRB の利上げに対するタカ派なスタンスの剥落等により、年末にかけて 105 円台へ徐々に下落する展開が想定され、FRB による利上げも下期は実施されないと予想する。

一方、17 年上期のオフショア人民元相場は、中国からの資本流出圧力や米中貿易摩擦に対する懸念緩和でセンチメントが改善したことに加え、中国の成長率が底堅さを示唆したことで、総じて安定的に推移した。下期のオフショア人民元相場も引き続き安定的に推移し、人民元安の流れは緩やかなものに留まるとみられる。また、外貨準備の減少にも歯止めがかかってきたことで、中国当局は今後、資本流出規制をさらに緩和していくとともに、人民元国際化を再開させていくとみている。今秋に中国共産党第 19 回全国代表大会が控える中、安定をキーワードとする中国当局の意向に沿う形で、オフショア人民元相場は 7.0 水準の壁を意識しつつ比較的狭いレンジで推移すると予想する。

欧州との物流ハブ目指す成都

古くから中西部の中心都市として栄えてきた四川省成都市が、いま、『一帯一路』構想における物流ハブとして注目を集めている。欧州と中国を結ぶ鉄道ルートの起点として、また内陸部最大の航空物流ターミナルとして、インフラの整備・拡張も着々と進んでいる。昨今では、自由貿易試験区の一つも市内に創設され、物流を梃子に更なる発展が期待されている。



西部大開発から一帯一路と、国家政策・戦略の後押しを受け、中西部の経済発展を牽引する物流ハブへと変貌しつつある成都の今を紹介する。

Regional Business

法人の不動産投資に関する課税関係

事業法人が投資したマレーシアの不動産について、当該不動産を賃貸、あるいは譲渡したり、不動産投資を事業として行う場合などが考えられる。ここでは、それぞれのケースにおいて留意すべき課税の取り扱いについて紹介する。

インドの税制 [64] インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点(前編)

日系インド子会社における実態を踏まえたガバナンス強化の考え方と、その実施方法に関する留意点を紹介する。今回の前編では、まずガバナンスの強化が注目されるようになった 3 つの要因や、在インド日系企業の実態と、企業が陥りがちな管理不備のスパイラルについて概説する。さらに、こうした企業においてよく発生する事象や問題点について指摘し、

これを改善するための取り組みのポイントについて説明する。

現地法人への出資の際の送金手続き及び留意点

ベトナムで現地法人を設立したり既存企業に資本参加したりする場合、非居住者口座やベトナム法人の資本金口座などを通して出資する必要があるほか、入金・送金する通貨にも規制がある。適正な手続きを経なかったため、現地法人設立前に親会社が立て替えた費用の返済が出来ないケースが見られるほか、改正投資法・企業法と中央銀行の規定に整合性がない部分もあるため、送金等に際しては最新の法令および実務上の手続きを専門家や関連機関に必ず確認のうえ、実施されたい。

フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性

昨年6月に就任したドゥテルテ大統領のもと、堅調な経済成長を続けるフィリピンでは、外資誘致にも積極的な姿勢を示している。ここでは、中国・華南地域とフィリピンで加工貿易スキームを行う製造企業の損益シミュレーションを比較し、フィリピンの優位性について考察する。

中国では加工貿易に対する税優遇措置が縮小されているが、フィリピンではこうした企業の受け皿となる経済特区(PEZA)があり、さまざまな優遇が図られており、人手不足とも無縁だ。一方、生産拠点の移転に当たっては、従業員の解雇や設備の移設・輸送のほか、移転後の在庫や製品輸送コスト、人材の育成など、定量・定性的に検討すべきさまざまな要素にも留意し、ケースバイケースで判断されたい。

インターネット広告費の支払いにかかる所得税

国民の約9割がインターネットを利用し、スマートフォンもしくはタブレット型端末を所持している人が国民の8割近くを占めるといわれる台湾。企業の広

告もインターネット主体にシフトしているが、税務上のトラブルになるケースも少なくない。台湾の企業が広告媒体に支払う広告費にかかる税金は、媒体を提供する企業が台湾にPEを有するかどうかで納税方法が異なり、媒体提供企業がPEを持たない場合は広告費を支払う企業に源泉徴収義務が発生する。源泉徴収義務違反となった場合の罰則や、実務上の対応も含め解説する。

企業経営における刑事コンプライアンス及びリスク削減

多くの企業は民事法におけるコンプライアンスに注意が傾きがちであるが、企業経営における最大のリスクは刑事案件に陥ることにある。万が一、刑事紛争に陥った場合、業務停滞にとどまらず、倒産に追い込まれたり、管理職が実刑判決を受けるケースもある。ここでは、企業の管理職が犯しやすい職務横領罪、資金流用罪について、実際の案件を例に関連する法・規定やリスク削減に向けた対応について説明する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア概況

17年1Qのアジアでは、グローバルなITサイクルの改善、中国で圧縮が進んだ在庫水準の復元など輸出環境の改善を受け、実質GDP成長率が前期に比べて上昇する国が多く、総じて景気の持ち直しが続いた。アジア経済は17年から18年にかけて、中国が緩やかに減速する一方、ASEAN5やインドが加速することで、総じて横ばいで推移する見通しである。輸出は中国向けが頭打ちになるとみられるものの、トランプ政権の積極財政が18年にずれ込む形で具体化され、米国向けの輸出が増加することから、18年にかけても緩やかな改善が続けると見込まれる。17年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEsが+2.5%、ASEAN5が+5.0%、インドが+7.1%、18年は、中国が+6.4%、NIEsが+2.5%、ASEAN5が+5.1%、インドが+7.5%と予測する。



2017 年上期為替市場の回顧と 下期の見通し

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張 建泰

米ドル/円 2017 年上期回顧

17 年上期のドル円相場は、16 年 11 月の米国大統領選挙にてトランプ氏が勝利し、同氏の政策に対する期待感の高まりから急騰した後、トランプトレードの巻き戻し等の動きから徐々に値を下げる展開となった。4 月には節目である 110 円を一時的に割り込み、約 6 カ月ぶりとなる 108.13 水準まで下落する局面も見られた。

17 年 1 月の大統領就任式以降、3 月のオバマケア代替法案の撤回に端を発し、トランプ大統領の掲げる政策実現性に対し市場の信頼は悪化し続けている。さらに悪いことに、ロシアによる米大統領選介入疑惑を巡る問題でコミー連邦捜査局 (FBI) 長官を解任したことで、政治的な混乱から大規模減税

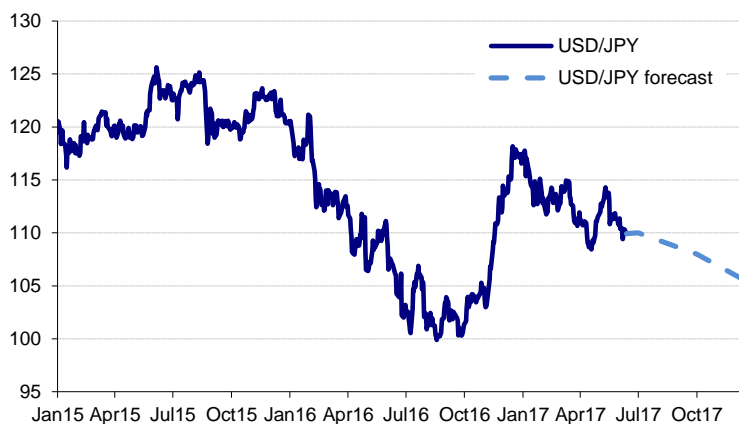
やインフラ投資の拡大等の早期実現が難しくなるとの見方が広がった。加えて、北朝鮮問題に対する先行き懸念による地政学リスクの高まりが、ドル円を 108 円台半ば付近まで下落させた。

金融政策面では、米連邦準備制度理事会 (FRB) は 17 年 3 月および 6 月の米連邦公開市場委員会 (FOMC) にて政策金利を 0.25% ずつ引き上げた。加えて、17 年内にバランスシートの縮小に着手する方針についても明らかにしたものの、相場に対する影響は概して限定的となった。他方、日銀は当面の金融政策を現状維持とすることを決定。黒田日銀総裁から出口戦略への言及がなかったことから、一時的に円安に振れる局面も見られたものの、総じて影響は限定的となった。

米ドル/円 2017 年下期見通し

17 年下期のドル円相場は、引き続きトランプトレードの崩壊と FRB の利上げに対するタカ派なスタンスの剥落等により、年末にかけて 105 円台へ徐々に下落する展開を想定する (図表 1)。今後のトランプ大統領の政策実現性には引き続き不透明感が残存する中、保護貿易主義が一丁目一番地の同氏の政策から見れば、継続的にドル高を

【図表 1】2017 年末に向けてドル円は下落基調を継続する



資料: Bloomberg

牽制する発言を実施する可能性は高い。米財務省より四半期に一度発表される為替報告書における為替操作国の認定については、引き続き注目が集まるだろう。

加えて、FRB による計2回の利上げ実施以降、今後の利上げペースに対し複数の Fed 高官が慎重な姿勢を示唆しており、FRB の利上げに対するタカ派なスタンスが徐々に衰退していく可能性も想定される。我々の見通しにお

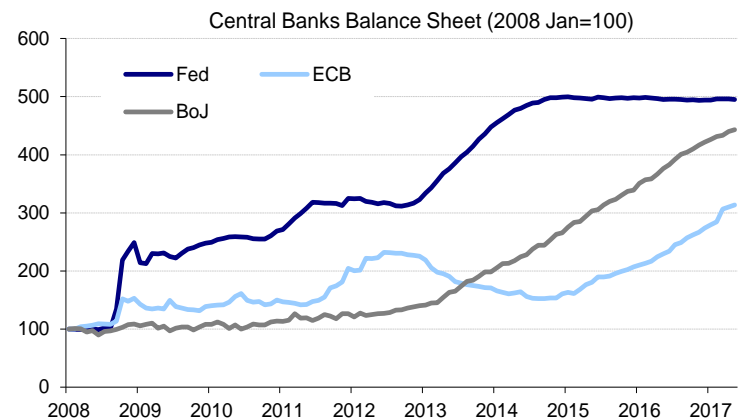
いては、FRB は政策金利の引き上げからバランスシートの縮小へと焦点を移していくと見込んでおり(図表2)、17 年下期は FRB による利上げは実施されないと予想する。

米ドル/オフショア人民元 2017 年上期回顧

17 年上期のオフショア人民元相場は、資本流出圧力や米中貿易摩擦に対する懸念が緩和しセンチメントが改善したことに加え、中国の成長率が底堅さを示唆したことで、総じて安定的に推移した。一方、中国当局による投機筋の人民元安誘導を抑制する動きとして、オフショア人民元 HIBOR の翌日物が急騰し、1月初旬には 6.9895 水準から 6.78 台半ば水準まで急速に元高が進行する局面が見られた。また5月末にも同様の現象が生じ、約6カ月ぶりとなる 6.7234 水準まで人民元高が進行した。

かかる中、中国当局は4月、16 年末に強化した人民元の海外送金をめぐる資本流出規制を一部緩和した。さらに、米国の為替報告書における中国の為替操作国認定の見送り等も相まって、人民元セ

【図表2】FRB は2017 年内にバランスシート縮小に着手する方針



資料: Bloomberg

ンチメントは落ち着きを見せ始めている。米中関係においては北朝鮮問題に対する中国との協働につきトランプ大統領は不満の意を表した一方、昨今の習近平国家主席の訪米の際には友好的な態度を示している。中国の経済指標は底堅く推移しており、第1四半期の成長率は前年比+6.9%となった。中国の成長見通しに対する懸念が和らいだことで、政策関係者は今後、景気の下支えからレバレッジの解消へと焦点を移していくだろう。

米ドル/オフショア人民元 2017 年下期見通し

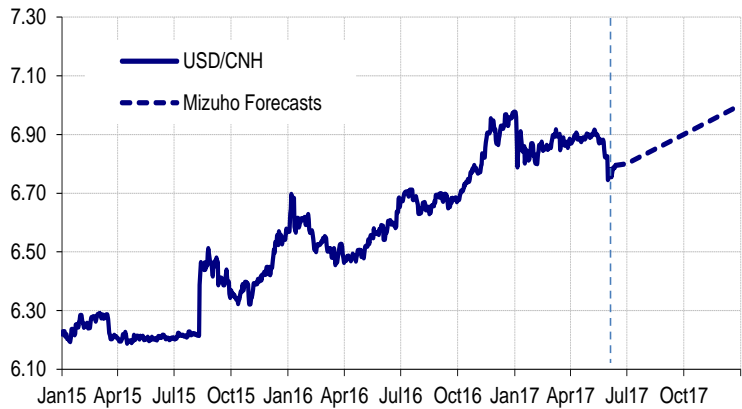
17 年下期のオフショア人民元相場は、安定して推移し、人民元安の流れは緩やかなものに留まるだろう(次頁図表3)。外貨準備の減少にも歯止めがかかってきたことを受け(同図表4)、中国当局は今後、資本流出規制をさらに緩和していくとともに、人民元国際化を再開させ、海外投資家による国内金融市場への投資を簡便化するなど、国際金融市場における人民元の地位の保持を加速させていくだろう。

一方、人民元国際化の進展は、人民元為替レ

トが国際金融情勢の影響を受けやすくなることを意味する。そこで中国人民銀行は、「反循環的調整要因」を加えた新たな仲値設定方法の導入を検討しており、これが実現すれば、当局による人民元安定の意向をより強く反映する格好となろう。

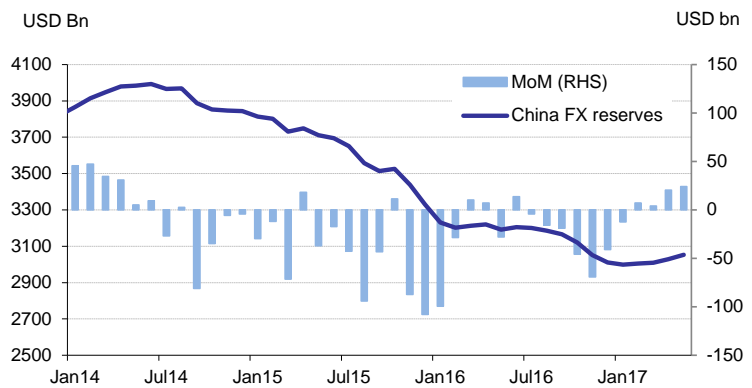
今秋に中国共産党第 19 回全国代表大会が控える中、安定をキーワードとする中国当局の意向に沿う形で、オフショア人民元相場は 7.0 水準の壁を意識しつつ比較的狭いレンジで推移すると予想する。一方、資本流出規制の緩和が鬱積した資本流出の鎖を解き、一時的に人民元安が進行する可能性も視野に入れておきたい。

【図表3】資本流出規制の緩和が緩やかな人民元安を継続させる



資料: Bloomberg

【図表4】中国の外貨準備高は安定して推移



資料: Bloomberg



欧州との物流ハブ目指す成都

モニカ・エン みずほ銀行香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

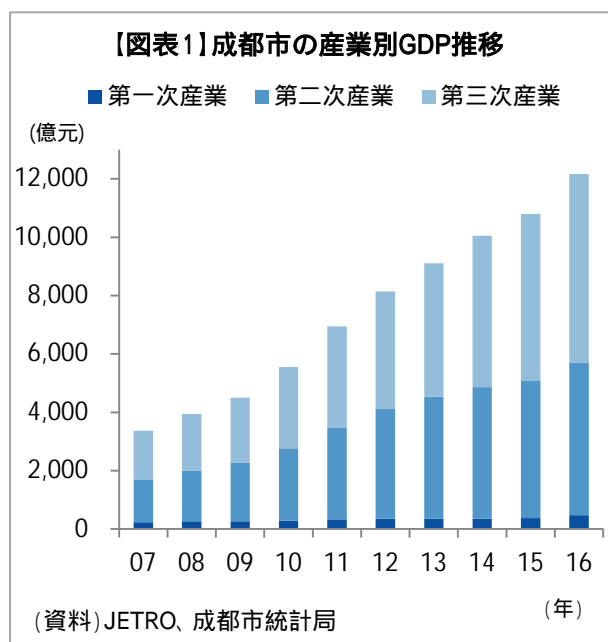
三国時代に蜀の都として栄えた、中国中西部にある四川省の首都、成都市が、国内有数の物流ハブへと急速に変貌している。1970年代後半から実施された改革開放政策により目覚ましい発展を遂げた沿海部の陰に隠れ、永らく後塵を拝してきた同市であるが、ここに来て国家政策を具現化する存在として内外から注目を集め始めた。特に現代版シルクロード経済圏構想「一带一路」において、自国主導の経済圏拡大を図る中国政府の下、同市は物流の中心地としてさらなる発展が期待されている。最近では四川省自由貿易試験区が稼働するなど明るい話題も多い。躍進する同市の投資環境を概観するとともに、国際物流都市への発展の可能性を展望する。

成都市概況

成都市は古くから、中国西南部における商業・物流の中心地である。さらに、沿海部との経済格差是正のために2000年から実施された「西部大開発」政策においても中心的な役割を担う都市とされ、同政策の推進とともに同市は中西部の経済発展を牽

引してきた。

成都市の16年GDP成長率は7.7%と中国全国平均である6.7%を上回る高成長を維持した。また、産業別のGDP比率では、第二次産業と第三次産業が全体の9割以上を占めるなど、近代化も進んでいる(図表1)。西部大開発の推進によりインフラなどの投資環境が整ったことで、沿海部に比べ比較的低廉な事業コストに魅力を感じた内外企業の進出が盛んとなり、トヨタ自動車やヤマハなどの日系企業を含め内外の自動車・オートバイ製造関連企業が同市へ進出している。



物流ハブとしての役割

経済の発展に物流インフラは欠かせない要素のひとつであるが、同市は成都-欧州鉄道(以下、成欧鉄道)の活用をはじめ、空港の増設など各種物流機能の強化により、今や内陸部最大の物流ハブとしての役割を担っている。17年5月に発表された

《成都市現代物流業發展“十三五”計劃》¹においても、成都における物流業の更なる発展と、物流ハブとしての位置づけを強調しており、以下の通り、特に鉄道と空運の両面に注力していく方針を示している。

成欧鉄道の発展と運用活発化

内陸部に位置する成都にとって物流は古くからの課題であり、1950年代から物流インフラの改善、特に鉄道の整備が始まった。その後、70年代後半から実施された改革開放で沿岸地域が急速に発展したことで、西部地域の鉄道は徐々に注目を失っていったが、習近平国家主席による「一帯一路」構想が提唱されたことで、成都是中国と欧州を繋げる新たな物流ルートにおける要所として再び脚光を浴びることとなった。その後、2013年には、既存の鉄道路線を生かした成欧鉄道が開通。まさに現代のシルクロードとして欧州と中国を繋ぎ、成都是アジア

と欧州を結ぶ鉄道物流のハブとして優位性を取り戻しつつある。

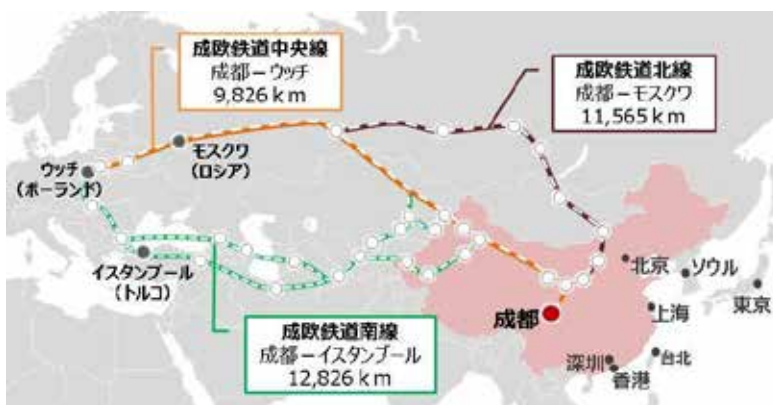
この成欧鉄道の中国側起点である同市の青白江国際鉄道港は、敷地面積 23km² と、中国西南地区最大の国際鉄道港であり、今年4月に稼動した四川自由貿易試験区の三つのエリアのうちの一つでもある。すでに内外の貨物を取り扱う50前後のフォワーダーが入居し、混載業務も実施されている。

成都 - 欧州間は3つのルートに分かれ、終点はそれぞれ中央線がポーランドのウッチ、南線がトルコのイスタンブール、北線がロシアのモスクワとなっており、所要期間は11～16日である(図表2)。このうち中央線の貨物列車数は16年末時点で年間460本に及び、全国最多を誇るという。貨物列車には、40フィートコンテナ41本を積載可能で、1コンテナあたりの物流コストは、政府補助を得た上で成都発が3,000米ドル、欧州発が2,000～2,500米ドルと、

海路の約1,100米ドル²に比べ高めである。ただし、所要期間が海路の約1カ月に比べ1/3～1/2とはるかに短いことから、花や食品など鮮度が重視される商品の輸送需要の増加が期待されている。

現在のところ、中国発の輸出貨物では電子部品や金属機械、家具、家電、アパレル、欧州から中国への輸入貨物は、完成車、冷凍肉、木材、生活消費財などが主体となっている。鉄道輸送を利用し、中国 - 欧州間、ひいてはアジア - 欧州

【図表2】成都-欧州鉄道ルート図



路線名	全長(Km)	所要時間	開通時期
成欧鉄道中央線	9,826	10日間	2013年4月
成欧鉄道南線	12,826	15～16日間	2016年9月
成欧鉄道北線	11,565	11～12日間	2017年3月

(資料) 『成都投資指南 2017』よりみずほ銀行香港営業第一部作成

¹ 《成都市現代物流業發展“十三五”規劃》出爐 要建設五大園區六大中心

² 上海海運取引所 2017年6月23日付け中国輸出コンテナ指数(欧州線)

間の越境 EC ビジネスを活性化させる動きも始まっている(写真)ほか、将来的には成欧鉄道と欧州全域に広がる鉄道網をリンクさせ、アジア - 欧州間の輸出入の利便性を高めていく構想もあるようだ。

航空ハブとしてのインフラ整備と地位向上

鉄道と並行して、重点的な発展促進が期待されるもうひとつの物流機能が、航空物流である。中国民用航空局は、第 13 次五カ年計画の下、16 年 12 月に発表した「中国民用航空発展第 13 次五カ年計画」³の中で「2020 年までに民間航空強国の一角を占める」との目標を掲げ、具体的な施策を明らかにしている。この中で、重点都市として取り上げられているのが成都市で、空港の増設・拡大プロジェクトを推進する地域の中で唯一、既存空港の拡大と、新空港の増設が同時に盛り込まれている。

まず、既存の成都双流国際空港では、総額 21 億 8,065 万元を投じ、年内に拡大工事がスタートする予定⁴で、計画によると、新たに 50 の駐機場と 3カ所の搭乗口を増設し、第 2 ターミナルを 3,000 m² 拡大する予定である。これに先立ち、昨年 5 月から新空港である天府国際空港の建設も進められており、2020 年に供用開始となる予定だ。総投資額は 718 億 6,000 万元、総面積は 298k m² で、2025 年には年間の延べ旅客数 4,000 万人、貨物取扱量 70 万トン、航空機の離発着数 32 万回と、中国中西部初の国家級航空ハブとなる予定である⁵。また新空港の建設により、成都是北京と上海に続く、中国で市内に国際空港が 2カ所ある三つ目の都市となり、重要航空ターミナルとしての地位を確立する見込みだ。

³ 中国民用航空局『中国民用航空發展第十三个五年规划』

⁴ 新華網『成都双流国际机廠將改築』

⁵ 簡陽熱線『成都天府国际机廠』



青白江国際鉄道港にある越境 EC 商品の展示・販売店。店内には鉄道輸送された欧州製の飲食・日用品が並ぶ

まとめ

今年 6 月、日本政府は一帶一路構想の可能性を評価し、協力的な姿勢を示した。これまでの同構想に対する慎重な姿勢から、日系企業の参画を妨げないという考えを示したことは、一帶一路を活用した新たなビジネスチャンス獲得を目指す日系企業に成都への進出を促す追い風となることが予想される。また、中国内陸部における今後の経済発展を商機と捉える日系企業にとっても、同市への進出の検討は十分に考えられよう。

国家政策の推進とともに発展を続ける成都市は、新常态を迎えた中国において、一帶一路を具現化する新たな旗手としての役割が期待されている。中西部の経済成長を牽引し、内陸部の物流ハブとしての役割を果たすためにも、今後の更なるインフラ整備と実効性の高い政策実現に期待したい。



【Malaysia】

法人の不動産投資に関する課税関係

青木 貴宣 FAIR CONSULTING MALAYSIA SDN. BHD.

1. はじめに

近年、注目を集めているマレーシアの不動産投資を検討するにあたって、将来の税金を検討することは、重要な要素の一つです。今回は、マレーシアへの不動産投資を前提とし、関連性の高い項目を中心に、マレーシアで留意すべき課税の取り扱いについてご紹介します。

2. 法人税の概要

マレーシアの法人税については、自主申告制度という企業自らが計算した結果に基づき、税金を納付する制度を採用しています。そのため、企業は事業年度の末日から7カ月以内に、税金の計算過程と税額を示した税務申告書を作成し、マレーシアの税務当局へ提出しなければなりません。

法人税の対象となる利益(=課税所得)は、企業の決算数値に税務上の調整を行い算定します。マレーシアでは原則としてすべての企業が会計監査人による監査を受ける必要があるため、税金の計算は監査済みの利益が基準となります。

会計上の利益は事業所得、利子所得、配当所得、賃貸所得およびその他所得などに分類され、それぞれの所得で分類された会計上の利益から、税金計算において所得に加える(加算)ものと、税金計算において所得から減らす(減算)ものの調整を行いません。

マレーシアの法人税率は、2017年以後に終了する事業年度については、原則24%の法人税率が適用されます。

なお、払込資本金が250万リンギット以下の法人(かつ、払込資本金が250万リンギット超の企業と親子・兄弟関係にないこと)は、下表の法人税率が適用されることになります。

【法人税率】

課税所得(RM)	中小企業に対する法人税の軽減税率(%)
500,000 以下	18
500,000 超	24

3. マレーシアの不動産を賃貸した場合の税金

マレーシアの不動産に投資をした法人が、その不動産を賃貸する場合には、賃料収入から経費を引いた残りを賃貸所得(もうけ)として、法人税の計算をすることになります¹。

賃貸所得を計算する際に経費として認められるのは、以下の項目に限定されています。

- ・ 不動産の修繕や保守の費用
- ・ 盗難や火災などの保険料
- ・ (既存のテナントが退去した際の)新しいテナントを探す費用

¹ マレーシアでの不動産の賃貸が事業と判断されない場合に限り(以下、本項において同じ)。

- ・ セキュリティー費用
- ・ 物件の購入のための借入金(ローン)の金利
- ・ 再塗装の費用
- ・ 固定資産税(QUIT RENT、ASEESMENT)

上記以外、物件視察のための日本からの渡航費や賃貸開始時のエアコンや家具の設置コスト、最初のテナントを誘致するための広告費用や弁護士費用は、合理的な理由があっても原則的には経費として認められません。また、日本の税金計算で認められる減価償却費(保有期間における資産の価値の減少)や賃貸開始前の経費も認められないため、マレーシアで不動産を貸し出す場合には、多くの場合で税金計算における所得が発生し、納税が必要となります。

なお、マレーシアの法人税の計算は、その所得内容に応じて事業所得や賃貸所得、利子所得等に区分されることとなりますが、賃貸以外の本業での事業所得で損失が生じた場合には、同一の課税期間に限り賃貸所得など他の所得との通算が可能となります。一方で、仮に、賃貸所得で損失が生じた場合には、その損失は他の所得と通算することはできず、欠損金として繰り越すこともできません。

4. マレーシアの不動産を譲渡した場合の税金

(1) 不動産譲渡税

マレーシアの不動産に投資をした法人が、その不動産を譲渡する場合には、当該不動産にかかる売却代金から不動産の購入価格と諸経費を引いた残りが所得(もうけ)として、法人税ではなく、不動産

譲渡税(RPGT: Real Property Gain Tax)という税金の対象となります²。

RPGT は、マレーシアの税務当局により、不動産の処分益に対して課税される税金となります。RPGT の計算において、経費として認められるのは、以下の項目となります。

- ・ 資産の購入価格
- ・ 購入時に必要となる印紙税や弁護士費用
- ・ 不動産の改築費用
- ・ 売却時の仲介手数料、広告費用など

RPGT の税率は、不動産の所有者のステータスと保有期間に応じて定められており、法人の場合の税率は、下表のとおり定められています。

【RPGT の税率】

保有期間	現在の税率
3年以内	30%
3年超 4年以内	20%
4年超 5年以内	15%
5年超	5%

なお、マレーシア法人がマレーシア国外に不動産を保有する場合、その不動産にかかる処分益に対しては、マレーシアの RPGT は課税対象外となります。

(2) 印紙税

不動産を譲渡した場合には、印紙税を納付する必要があります。

100 万リンギットを超える不動産の譲渡にかかる

² マレーシアでの不動産の投資が事業と判断されない場合に限り(以下、本項において同じ)。

印紙税率は、18年1月1日より現行の3%から4%へと引き上げられることが予定されています。

【印紙税の税率】

価格(RM)	印紙税率(%)	
	現行	2018年1月1日以後
100,000 以下	1	1
100,000 超 500,000 以下	2	2
500,000 超 1,000,000 以下	3	3
1,000,000 超	3	4

5. 不動産投資を事業として行う場合の取り扱い

マレーシアの不動産の投資をした法人が、その不動産の賃貸・売買を事業として行う場合には、上記3および4とは異なる取り扱いとなります。

(1) 不動産賃貸事業

法人税の計算上、賃貸所得ではなく本業である事業所得となるため、賃貸収入から控除できる経費は、上記3の経費に限定されません。

事業所得の計算において加算する項目として主なものは、減価償却費、交際費などが該当します。一方、減算する項目として主なものはキャピタルアローワンス(税金計算における減価償却費)や税制優遇による控除などが該当します。

また、マレーシアでは事業での損失が生じた場合には、その損失は翌期以降に繰り越すことができ、翌期以降の所得と相殺することが可能となります。なお、マレーシアでは欠損金の繰越期間の制限が設けられていません(株主の大半が変更する等の事由により繰り越しに制限がかかるケースがあります)。

(2) 不動産売買事業

上述のRPGTではなく、法人税の課税対象となります。

(3) 事業所得の判定基準

不動産売買を短期間で頻繁に行うような場合には、一般的に事業所得とみなされる傾向が強いようですが、事業所得に該当するか否かの明確な指針はなく、マレーシアの税務当局によって以下のような事実をもとに総合的に判断されることとなります。

- ・ 不動産の保有期間
- ・ 取引の頻度
- ・ 取得および売却の目的
- ・ 定款における事業内容
- ・ 資金調達状況
- ・ 収益状況



FAIRCONSULTING GROUP

青木 貴宣

(あおき たかのり)

Fair Consulting Malaysia

フェアコンサルティング マレーシア

中堅会計事務所にてオーナー企業や中小企業の経理業務全般に従事。その後、EY 税理士法人にて主に上場企業と外資系企業の税務申告業務や税務アドバイザリー業務に従事し、国内・国際税務、組織再編税制、連結納税などの幅広い分野での税務業務を担当。現職では日系企業が海外進出する際の様々な問題を解決するためのコンサルティング業務を提供している。



【India】 インドの税制 第 64 回

インド子会社における IT を活用した ガバナンス強化のための要点 (前編)

田村 暢大 KPMG インド

1. はじめに

日本の本社は 事業のグローバル化・多角化による事業ポートフォリオ管理の複雑化、 グループ会社の質的・量的変化、 リスク環境の変化といった変わりゆく事業環境の中で、企業グループの司令塔として、競争優位性の確保・収益性の強化に向けて、在外子会社を含むグループ会社の企業内部を統制していく必要性がこれまで以上に高まっています。しかしながら、インドにおいてガバナンスを強化するのは口で言うほど簡単ではなく、多くの日系企業が苦勞していたり、ガバナンスが効いていると日本人トップが考えていたにも関わらず、不正等の大きな問題が顕在化したケースも存在します。インドではありませんが、昨今では海外子会社におけるガバナンスに関する問題に起因し、日本本社が存続の危機に直面するようなケースも発生しています。インドにおいてもインド子会社の不正によって日本でも決算修正が必要となったケースが実際に発生しています。

本稿では、日本で 20 年以上の業務改革、ERP 導入や IT 戦略策定などの各種コンサルティング経験を有するインド駐在の日本人コンサルタントが、さまざまな日系インド子会社へのコンサルテーションや

ヒアリングなどを通じて把握した数多くの日系インド子会社における実態を踏まえたガバナンス強化の考え方と、その実施方法に関する留意点を取りまとめ、ご紹介します¹。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることを予めお断りいたします。

2. 在外子会社ガバナンス強化の背景

在外子会社のガバナンスの強化が大きく取り上げられる背景は大きく 3 つあります。

親会社のグループ管理上の法的義務・要請の変化

改正会社法の第 362 条に「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」との記載があります。また、コーポレートガバナンス・コードからの要請として、基本原則 4 (2) に「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」とも明記されています。このように在外子会社ガバナンスの強化は法的な側面からも強く要請されています。

¹本稿の一部は KPMG コンサルティング(株)のセミナー資料を参照しています。

日系企業の国内外売上高比率

日本企業の国内外売上高比率を見ると、2000年には28.6%だった海外売上比率が15年には58.3%となり、国内と国外の売上高比率が逆転しています(図表1)。このように売上比率の観点から見ても、在外子会社のガバナンスの一層の強化が必要となっています。

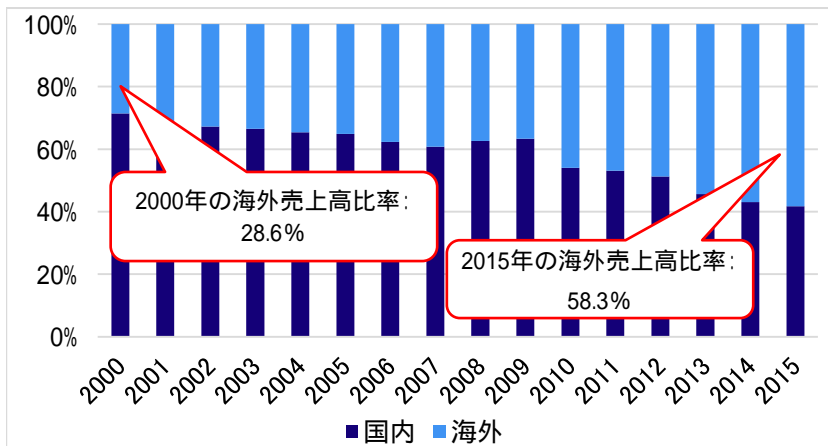
海外拠点の経営の現地化

海外拠点の現地化が必要と考えている日系企業は64%となっており、その理由としては現地ニーズを取り入れた経営や現地採用社員のモチベーション向上、更には日本人駐在員の人件費削減などが挙げられています²。実際にインドでも現地化を進めている日系企業は多くありますが、一方で、経営の現地化に伴いガバナンスの強化が必要となっているケースも多くあります。これは、インドなどの新興国で特に顕著にみられる傾向で、日本人駐在員が内部統制の役割を担っていたため、当該人材がいなくなることで内部統制が効きにくくなるのが要因にあると考えられます。KPMGによる不正行為者を対象としたサーベイである「不正行為者の特性」³では、不正行為を後押しする要因として「脆弱な内部統制」が61%を占めていることから分かる通り、一層の現地化に伴い、更なるガバナンスの強化が必要とされています。

²出典：JETRO「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

³<https://home.kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/10/profile-fraudster.html>

【図表1】国内外売上高比率(2000年～2015年)



出典：2016年度ジェトロ世界貿易投資報告(JETRO)「広域経済圏と日本企業の成長戦略」

3. インド子会社管理の実態

上述の通り、親会社における在外子会社のガバナンス強化の必要性は高まっているものの、在外子会社管理の実態はどのようになっているのでしょうか。日本本社の社長による「インドの事業は大丈夫なのか？」の問いに対して、次のようなアクションがあるのではないのでしょうか。

日本本社

- 事業部門 XXさんを派遣してあるから大丈夫だろう…
- 管理部門 子会社管理は統括会社の業務では？
子会社は事業部主管で明確な指示を出し難い…

現地子会社

- 子会社 MD 生産もしくは営業はわかるけど、(日本人) 経営はわからない…
- 営業 どうせ3年したらまた新しい日本人(現地人) が来るはず

管理部門 まだまだ現地スタッフには任せられない…
 (日本人) 日本からは「提言」や「問い合わせ」ではなく、「指示」が欲しい

現地統括会社

管理部門 統括会社の責任と役割とは…？
 本社から同じような質問ばかりがくる！

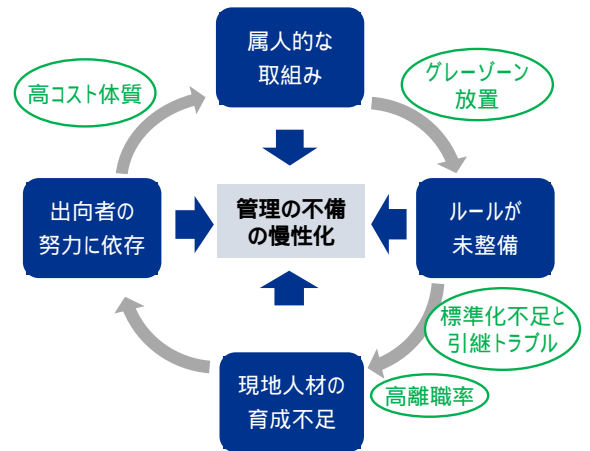
インド事業の立上げ当時から、有効な内部統制を内包した業務を設計し、大規模なERPを導入している日系企業もありますが、多くの会社は走りながら内部統制、業務やシステムを構築したのではないのでしょうか。このような企業では図表2のような管理不備のスパイラルに陥ってしまい、管理不備が蔓延化している可能性があります。

上記の状態現地化を促進すれば、管理不備がさらに悪化することは自明です。このような管理不備のスパイラルに陥っている会社には以下のような幾つの特徴があります。

管理不備のスパイラルに陥っている会社にてよく発生する事象

- ローカルスタッフ間の役割分担が明確でない。
- ローカルスタッフの流動性が高い。
- バックオフィス業務においても、手作業が多く作業負荷が高い。
- 税計算などの基礎的な計算を手計算しており、承認者である日本人もインドの税制等に詳しくないため、正しい税額が算出されているか不明である。

【図表2】管理不備のスパイラル



出典: KPMG コンサルティング

管理帳票の多くが Excel で管理されており、管理場所も整理されていない。

担当者や部署ごとで部品表や在庫データを個別に管理している。

複数の会計システムを並行稼働させ、月次ベースで2つのシステムの数値を突合させデータの精度を検証している。よって、二重入力が発生しており負荷が高い。

上記の結果として、発生する問題点

- ・ 不正が起きる / いつ起きてもおかしくない。
- ・ 決算処理に時間が掛かる。
- ・ 必要な情報が適時入手できず、日本からの問い合わせや情報提供依頼にも多くの時間が掛かっている。
- ・ 決算向けの数字と、税務レポート向けの数字で誤差が発生するなど、情報の精度が低い。

- ・ 日本人管理スタッフの作業負荷が非常に高く、残業が大変多い。
- ・ いつも何かしらのトラブルが発生している。

上記の問題点の2つ以上が該当する場合は、管理不足の負のスパイラルに陥っている可能性がありますと考えられます。

上述の管理不足の負のスパイラルから脱却するには、業務の標準化、ルール化、更にはマニュアルを整備することで、属人的な取り組みを組織的な業務プロセスに改革する必要があります。このような取り組みは子会社だけで実施することは難しく、本社の支援が必須となります。

(以下、後編に続く)

田村 暢大

(たむら のぶひろ)

KPMG インド
PMP (Project Management
Professional)



朝日アーサーアンダーセン ビジネスコンサルティングやベリングポイント(現 PwC コンサルティング)等で民間や官公庁などにおける業務改革、ERP 導入や IT 戦略・政策の策定支援などに従事した後、14 年より KPMG コンサルティングに所属。米国の高校・大学を卒業した経験を活かし、インドを含む海外プロジェクトを経験したのちに、16 年 4 月よりインドのバンガロールに駐在。インド全土の日系企業向け IT アドバイザーを統括する。



【Vietnam】 現地法人への出資の際の送金手続 および留意点

チャン グェン チュン I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

外国法人がベトナムにおいて現地法人を設立したり既存企業に資本参加したりする場合、ベトナム法人の資本金口座または非居住者口座等を通して出資する必要があることが法令上定められている。

最近では出資時の送金手続きや設立前の立替費用の返済等、送金に関する規制がより厳しくなっており、手続上、不明確な部分も多い。その結果、適正な送金手続きを踏まえて処理していなければ設立前立替費用の返済が認められない問題や、出資後の事後修正が出来ず、資金運用に不都合が生じる等の問題も多々見受けられる。本稿では、出資時の適切な送金手続きおよび留意点をまとめて説明する。

2. 出資に関連する銀行口座の種類

ベトナムでは、出資形態によって出資のための口座もいくつかの種類があるので、ここで整理しておきたい。尚、直接投資は外国投資家が出資し経営管理にも参加する投資を指し、間接投資は出資先企業の経営管理に参加しない投資を意味するが、実務上では出資先企業が投資証明書あるいは投資登録証明書を有する場合は直接投資、ない場合は間接投資として判断することが多い。

○ 資本金口座(DICA)

資本金口座は直接投資用口座であり、外国投資家が現地法人を設立し、資本金を払い込む際に利用される口座である。現地法人を設立後、現地法人の名義で、外貨建て口座とベトナムドン建て口座といった複数の資本金口座を開設できるが、開設できる銀行は一行のみとされる。他の銀行に新たな資本金口座を開設する場合、既存の資本金口座を閉鎖し、残高をすべて新資本金口座に移管しなければならない。また、資本金口座は親会社からの出資金の入金以外に、下記のような主な用途もある。

現地法人から海外への配当送金

海外から海外への借入金を受取および返済

海外親会社に対する現地法人設立前立替費用の返済

○ 非居住者口座

非居住口座はベトナムにおいて外国投資家(ベトナム非居住者)の名義で開設される口座を意味する。非居住者口座は外貨建て・ベトナムドン建て双方で、また複数の銀行で開設が可能である。非居住者口座は持分譲渡取引のために使用されるほ

か、外国法人が現地法人設立前に、設立のためにかかる諸費用を現地法人に替わって支払うことが主な役割である。

○ 間接投資口座(IICA)

間接投資口座は外国投資家がベトナムに間接投資を行うために、ベトナム国内銀行において開設される口座である。この口座はベトナムドン建てでの開設のみが認められ、開設は一行のみに限定される。他の銀行において新規口座を開設する場合は、既存の間接投資口座を閉鎖し、残高をすべて新口座に移管しなければならない。また、間接投資口座の用途は下記の通りである。

間接投資に該当する出資および資本譲渡

間接投資から得られる配当の海外送金

3. 現地法人設立の際の送金の流れ

まずは最も一般的なケースとして、現地法人設立の際の送金フローを説明する。

このケースは直接投資に該当するため、資本金口座を利用することとなる。

○ 出資者が外国企業のみでの現地法人の場合

現地法人を設立後(投資登録証明書および企業登録証明書を取得後)に、ベトナム国内銀行において現地法人名義の資本金口座(外貨建て口座)を開設した後、出資者が海外より外貨を当該口座へ送金する(図1)。

○ 出資者が外国企業およびベトナム企業からなる合併形態の現地法人の場合

上記同様に、現地法人を合併で設立後、現地法

人名義で資本金口座を開設する。この場合、通貨は外貨建てでもベトナムドン建てでもよく、ベトナム側の出資者はベトナムドン以外の外貨により出資することも可能である。

○ 設立前の立替費用の処理

現地法人設立前に、親会社が工業団地の土地リース料、オフィス賃貸料の着手金等を立て替え、最終負担者を設立後の現地法人とすることが多い。この場合、親会社がベトナム国内銀行にベトナムドン以外の外貨建て口座(非居住者口座)を開設し、当該非居住者口座を通じてベトナム国内サプライヤーへ設立関連費用を支払わなければならない。当該手続きを経ず、直接海外口座からベトナム国内サプライヤーへ支払い、設立後に本社へ返済できない事例も実務上は多々見られるのでご留意いただきたい。

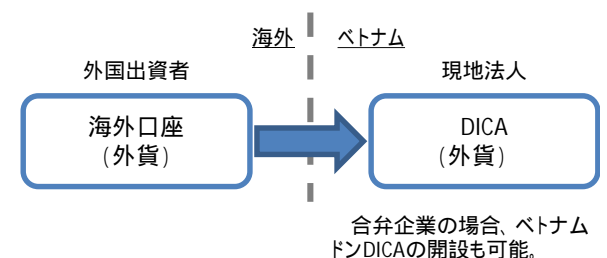
4. 既存企業への資本参加する際の送金の流れ

(ア) 既存外資系企業への出資

資本譲渡の場合

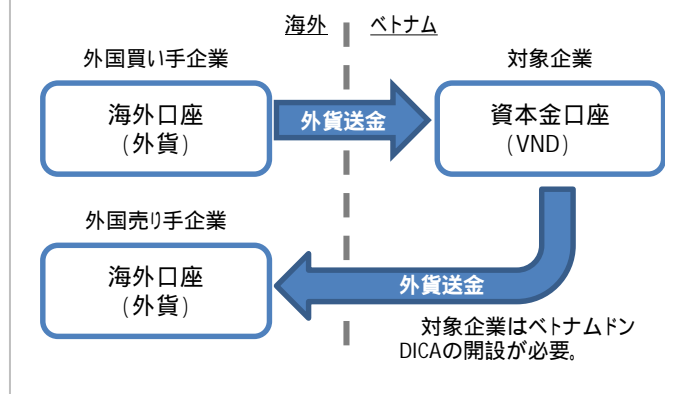
この場合、既存外資系企業の資本金口座を通じて決済を行わなければならない、具体的には買手企業が資本譲渡の対価を既存外資系企業の資本金口座へ送金し、さらに当該口座から売手企業へ送

【図1】 出資者が外国企業のみである現地法人の場合のフロー



金する。なお、実務上は、既存外資系企業はベトナムにおいて設立された企業であることから、上記の資本譲渡の対価の入金および送金は、ベトナム国内取引であるとみなされ、ベトナムドン建て口座を通さなければならないと指摘を受けるケースが最近増えている。多くの既存外資系企業では、外貨建ての資本金口座しか保有していないため、ベトナムドン建て資本金口座を新規開設するという手間が発生するとともに、入金時と送金時の為替レートにより、為替差損の発生も想定される(図2)。

【図2】既存外資系企業への出資の場合のフロー



資本参加の場合

既存外資系企業へ資本参加する場合、つまり増資に応じる場合は、既存外資系企業の資本金口座への送金により外貨またはベトナムドンによって出資が可能である。

資本参加の場合

既存ローカル企業へ資本参加する場合も上記の資本譲渡と同じ手続きであり、出資企業が自身の非居住者口座へ外貨送金し、間接投資口座へ振り替えた上で、出資先ローカル企業の口座へ振り込む。

(イ) 既存ベトナム企業への出資

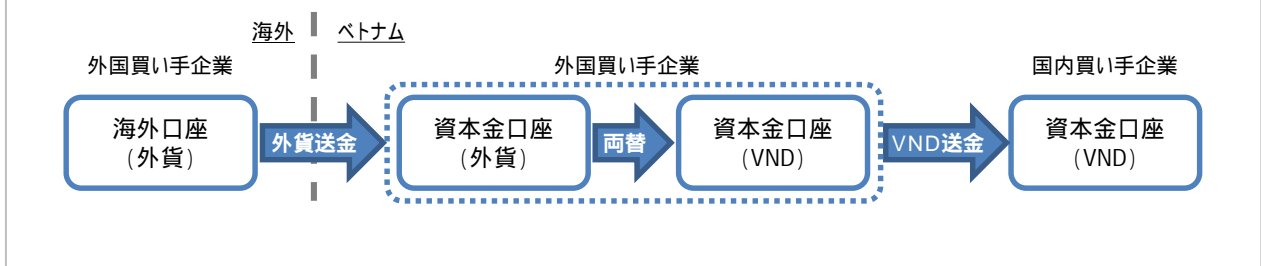
資本譲渡の場合

買手の外国企業が、自社のベトナムにおける非居住者口座および間接投資口座を開設し、まず非居住者口座へ外貨を送金し、その後、間接投資口座(ベトナムドン建て)へ振り替え、そこから売手のベトナム企業の口座にベトナムドンで振り込む(図3)。

5. 課題

上記の通り、中央銀行の規定では、「直接投資」と「間接投資」が前提となっているが、改正投資法および改正企業法では、これらの概念が削除された。改正投資法では、直接投資か間接投資か関係なく、外国投資家はベトナムにある銀行で開設した口座を通せばよいことになっており、本来の法令適用優先順位では、後に発効された改正投資法や企業法が優先されるべきと考えられるが、本件に関し

【図3】既存ベトナム企業の資本譲渡の場合のフロー



ては中央銀行規定が現状優先されている。

また、直接投資する場合、中央銀行の規定では、企業登録証明書および投資登録証明書を提出しなければならないが、改正投資法では、外資資本が51%未満であれば、投資登録証明書の発行対象とならないことになっている。このため、実務上、資本金口座を開設できない場合もあるので、注意が必要だ。

6. 終わりに

現地法人および既存企業に出資する際は、送金手続きに不明確な部分があり、事後修正等の対応が困難なことを念頭に、最初から適正な手続きを行うことが非常に重要である。また、法令および実務手続きの更新も頻繁に行われているため、適切に最新の法令を確認するとともに、送金等の実施前に必ず、取引銀行および専門家に確認することをお勧めしたい。



TRAN NGUYEN TRUNG
(チャン ゲン チュン)
I-GLOCAL CO., LTD.
Deputy General Director

1980 年生まれ。ホーチミン市工科大学在学中、国費留学生に選抜され、日本に留学。大阪大学大学院情報ネットワーク学専攻を卒業後、大手 SI ベンダーに勤務し金融系基幹システムの開発・保守に従事する。2008 年 I-GLOCAL CO., LTD. に入社し、投資、会計税務、及び各種業務構築コンサルティングを担当する。



【Philippines】

フィリピンにおける 委託加工ビジネスの可能性

淵上 享 Fair Consulting Group Philippines, Inc

はじめに

2016年6月の就任後、依然として高い支持率を維持しているドゥテルテ大統領のもと、治安の改善や経済の発展を目指し、フィリピンの同年の実質GDP成長率は6.8%(前年比+0.9%)と政府目標を達成している。

外国投資の誘致にも積極的であり、包括的自動車産業振興戦略(CARS)により、トヨタ・モーター・フィリピンと三菱モーターズ・フィリピンズがその恩典を受けることとなった。日系企業のフィリピンに対する注目度も高く、地方公共団体や民間企業の視察団による訪比が続いている。

実際にフィリピン進出される企業の中には、華南地域で行っている委託加工ビジネスをフィリピンに移管するケースも少なからず見受けられる。その理由としては、コスト面など投資環境における優位性のほか、華南地域で古くから行われていた来料加工、現在であれば進料加工といった加工貿易スキームがフィリピンでも馴染みやすいことが挙げられる。

本稿では、製造業におけるフィリピンでの損益シミュレーションを、華南地域での損益シミュレーションと比較してみたい。

制度における比較

華南地域で委託加工ビジネス・モデルが発達した理由は、中国の施策により原材料仕入れにかかる関税や増値税が減免されていたことにある。

過去には、加工工程において華南法人で使用される設備についても税優遇施策が存在していたが、中国の規制強化により優遇措置は縮小傾向にあり、現在、華南地域で広く行われている進料加工貿易モデルの保税措置は輸入原材料に限られる。

増値税の減免については、取扱品目ごとに増値税の不還付率が定められており、品目によっては増値税の全額が免除されるとは限らない。

一方、フィリピンの場合はどうだろうか。

フィリピンには PEZA(Philippine Economic Zone Authority)と呼ばれる経済特区が存在し、PEZA 登録企業は華南地域で行われる進料加工貿易と同様の形態でのビジネス・モデルが適用できる。また、華南地域で行われている進料加工貿易と比較し、PEZA 登録企業に対しては優遇施策が充実している点が特徴的である。

華南地域の進料加工貿易では、減免の対象が輸入原材料に限られていたが、フィリピンで PEZA

に登録した企業の場合は、輸入原材料に限らず、生産に使用する設備やフィリピン国内で調達する部材についても関税や付加価値税 (VAT) の減免が図られている。さらに、PEZA 登録企業は法人税の減免も享受することができ、フィリピン政府の積極的な外資誘致姿勢を反映したものとなっている。

以前は華南地域の豊富な労働力や日系メーカーが集積していること、さらに国際金融都市である香港と近接していることもあって、メーカーの華南地域への進出は継続的であった。しかし近年では、華南地域の商業都市化への政策転換のほか、人件費の高騰や前述の優遇施策の縮小により、メーカーの華南地域への進出は減少傾向にあると見受けられる。そのような中、華南地域と同様のビジネス・モデルを適用できるフィリピンは、華南地域のビジネスを移管する場合であっても、新たに工場を設置する場合であっても、日系企業の有力な進出候補地になり得ると考えられる。

なお、フィリピンにおいて輸出型製造業たる PEZA 登録企業が享受することができる優遇制度の内容は、概ね次のとおりである。

○ 法人所得税の免税

パイオニア企業・・・6年間

非パイオニア企業・・・4年間

* 法人所得税の免税期間終了後は、
売上総利益×5%の税金を支払う。

○ 原材料・半製品・設備の購入にかかる付加価値税の免除

○ 輸入材料・絶微の輸入関税の免除

○ 固定資産税を除く全ての国税及び地方税の免除

中比の単純損益比較

優遇制度以外の一般的な投資環境はどうだろうか。

主要コストを比較した結果は表1のとおりであり、コスト面でのフィリピンの可能性を感じていただけるのではないだろうか。

ここで、簡単な数値例を用いたフィリピン進出に際してのフィージビリティ・スタディーを中国との比較で行ってみたい。使用する数値例および比較結果は次頁表2のとおりとなる。

【表1】主要コスト比較

(単位:米ドル)

	フィリピン(マニラ)	中国(深圳)
賃金(ワーカー/月額)	255	424
賃金(管理職/月額)	921	1,213
法定最低賃金	9.14 ~ 9.89/日	311/月
工業団地賃料(1㎡あたり月額)	1.01 ~ 1.61 (カラバルゾン地域)	2.76 (深圳光明新区)
業務用電気料(1kwあたり)	月額基本料: 1kWh 当たり:0.19	月額基本料:3.68/kVA 1kWh 当たり:0.04 ~ 0.17
法人税率(優遇措置がない場合)	30%	25%
個人所得税率(最高税率)	32%	45%
付加価値税率(優遇措置がない場合)	12%	17%

(資料)JETRO

(注)数値は抜粋したものであり、同一国内であっても地域により数値は異なる。

極めて単純な数値例をもとに簡便的な計算を行っているため、利益水準として参考にしていただくことは適当ではないが、中国・フィリピンの一次的な月次損益の差額分析を大まかに行っていただく限りにおいては、ある程度有用な比較ができるのではないかと思料する。

フィリピンにおける生産の最大の魅力は、比較的安く安定した労働力の供給であることは間違いないため、労働集約型でかつその規模が大きければ大きいほど、フィリピンでの生産の魅力が高まることは想像に難くない。

なお、新たな工場を中国とフィリピンのどちらに設立するかを検討する場合には、比較の方法もシンプルであるが、既に中国で行っている事業の全部または一部をフィリピンに移管する場合などは、移管に伴う追加費用等を考慮する必要がある。

フィリピンは日本と同様に国土が限られた島国であり、資源の多くを国外から調達しているため、原材料等の現地調達率が比較的安く、輸送コストや

輸送に要するリードタイム、在庫の保有に伴う資金負担や在庫コストなどを考慮する必要がある、節約できるコストと増加するコストを比較していただき、フィージビリティ・スタディー等によりその優劣を検討することが重要となる。

特に、以下の項目については、フィリピンで事業を行う場合に発生する追加費用としてご認識いただく必要がある。

- 中国工場を閉鎖または縮小する際の賃貸工場にかかる原状回復費や中途解約に伴う違約金
- 中国工場の従業員を解雇する際の経済補償金
- 中国で保有している設備のフィリピンへの移設または新規に購入する設備にかかる輸送・設置費用
- フィリピン工場新設のための建設費用等（減価償却費として費用化されるため、設立時の一時的な資金負担だけでなく、本来は表1の月次損益にも反映すべきであ

【表2】中比単純損益比較

(単位:月額、千米ドル)

	数値例	フィリピン	中国	備考
売上高	仮定	400	400	
費用				
原材料費	仮定	240.0	240.0	原材料費率 60%を想定
不還付増値税		-	6.5	不還付率 5%で単純試算
日本人駐在員数	3人	20.0	20.0	
現地管理職数	15人	13.8	18.2	
その他従業員数	82人	20.9	34.8	
工場面積	3,000 m ²	4.8	8.3	
使用電力量	100,000Kw	19.0	13.7	
減価償却費	仮定	20.0	20.0	新規投資は考慮せず、同額と仮定
その他の費用	仮定	15.0	15.0	販管費を含む
費用計		353.5	376.5	
営業利益		46.5	23.5	

る。)

- フィリピン工場稼働前の維持費
- 中国工場閉鎖完了までの維持・手続き費用
- フィリピン人従業員の教育・研修費用
- フィリピン工場稼働までの日本等本社からの支援・指導費用
- フィリピンに生産を移管することにより長期化するであろうリードタイム分の、保有在庫の増加にかかる保管料および資金(金利)負担
- 原材料の輸入や完成品の輸出にかかる輸送費用(本来は表1の月次損益に反映すべきである。)

ここまでの比較は定量的な検討要素であって比較も容易であるが、定性的な要素も検討する必要がある。

数年、数十年にわたり生産を続けてきた中国工場にあっては、やはり技術力やノウハウが培われており、品質や生産効率の面では、新たにフィリピンに新設した工場が既存の中国工場の水準に追いつくことは容易でない可能性もある。

実際に中国工場からフィリピン工場に生産を移管した弊社顧客の中には、生産計画通りの立ち上げに苦慮しているケースもあり、要求される技術レベルとそこに達するまでの方法や期間も考慮する必要がある。

最後に

日系メーカーの海外進出に際し、どの国への進出が望ましいかというご相談をいただくことが少なからずある。そういった企業の中には、既にサプライチェーンが組まれていることから、顧客の工場

所在地の近郊に進出することを希望されているなど、その選択にあまり自由度がない場合もあるが、比較的自由に選択できる企業において、フィリピンが進出候補地となっていないケースも少なくない。

そういった企業の多くは、そもそもフィリピンについて情報を持っていなかったり、その特徴をご存知なく、フィリピンとはどういう国なのかが浸透していないと感じさせられる。過去からのフィリピンに関する日本での報道を見ても、本稿執筆時点においても、フィリピンの治安情勢に不安を抱かざるを得ないことも否めない。

他方、進出候補地に挙げられるタイやインドネシア、ベトナムといった国がどのような国で、なぜ進出候補地としたかについても、サプライチェーン以外の理由となるとなかなかご回答が難しいのではないと思われる。アジア各国の投資環境は一長一短であり、どの国が最良なのかは進出企業の置かれている内外の環境や将来的なビジョン等を勘案して、総合的かつケース・バイ・ケースで熟慮の上、判断されるべきものであり、フィリピンも一つの選択肢としていただく価値は十分にあると思われる。



淵上 享
Fair Consulting Group
Philippines, Inc.

大学卒業後、あずさ監査法人大阪事務所に入所。監査法人では、多様な業種の法定監査、IPO コンサルティング、M&A に係るデューデリジェンスおよび企業価値評価、内部統制の構築支援など、多様な業務に従事する。そこで得られた経験と、多様な業種の会計知識や、市場・経済環境、取引形態などの知識を生かし、付加価値の高いサービスを提供している。



【Taiwan】

インターネット広告費の支払いにかかる所得税

相澤 祐介 SCS GLOBAL Consulting (Taiwan) Ltd

台湾はインターネット利用率が非常に高く、国民の約9割がインターネットを利用し、スマートフォンもしくはタブレット型端末を所持している人が国民の8割近くを占めると言われています。こうした背景から、インターネットを利用した通信販売や、ソーシャルゲーム業界などの台湾進出が近年増加しています。そして、企業の広告も、かつての雑誌やテレビを主体とした広告戦略から、インターネット広告を主体とした戦略にシフトしています。インターネット広告は、手軽に広告掲載ができ、細かいターゲティングが可能であるなどのメリットがあります。ただし、Google や Yahoo、Facebook に代表されるインターネット広告媒体に支払う広告費を巡っては、税務上

のトラブルになるケースが多く、税務局も追加で通達を出すという状況に至っています。今回はインターネット広告費の支払にかかる所得税課税のルールについて、ご紹介いたします。

1. インターネット広告費の支払いに係る原則

台湾国内の企業がその広告媒体に支払う広告費は、媒体を提供する企業(以下:媒体企業)にとっては、台湾国内で獲得した所得となり、台湾で課税されます。課税の方法は、その媒体企業が台湾に PE¹を有するか否かに応じて表1の通り分類されます。

ここで、A(PE 有り)のケースでは所得税上のトラブルになることは稀であり、PE 名義で、統一發票²を発行してもらう点のみご留意いただければ十分です。問題となりやすいのは B(PE 無し)のケースです。この場合は、上述の通り、支払い側に納付責任(=源泉徴収義務)が発生します。ただし、多くの会社は、この 20%の源泉徴収をせずに 100%送金してしまっている、というのが現状です。

その理由としては、以下が考えられます。

¹ PE とは Permanent Establishment (恒久的施設)の略称であり、支店などを指します。

² 統一發票は、台湾において民間営利団体または公共事業機構が商品またはサービスを提供した後、売主と買主の双方で保存される公的な領収書を指します。

【表1】PEの有無と納税方法

	媒体企業が台湾国内に事業所(PE)を有するか	納税方法
A	PE 有り	支払側(=広告主)は源泉徴収不要。100%を送金する。媒体企業の PE は年に一度台湾で法人税の申告を行い 17%を納税する。
B	PE 無し	支払側(=広告主)が、20%源泉徴収した上で 80%を送金。20%は支払側がその 10 日以内に税務局に納付。

注: Part B の納税方法は所得税法第 88 条及び第 92 条による。

- ・ インターネット広告費の多くは、クレジットカード決済を採用しており、媒体企業側では源泉徴収を加味せず、満額をクレジットカードから引き落とし処理をするため
- ・ 銀行振込で支払いをする場合も、支払側が仮に 20%を源泉徴収せずに満額送金しても送金処理自体は滞りなく行われてしまうため

支払側が源泉徴収義務を認識していない場合は、それを牽制する機能がないため、そのまま源泉徴収がなされずに満額が媒体企業の手元に渡ってしまうのです。

2. 源泉徴収義務を行った場合の罰則

源泉徴収をせずに送金してしまい、税務調査などで後日、源泉徴収義務違反が発覚した場合、以下の通り罰則が課されます。

本来納付しなければいけない税金の追納

と同額以下の過料

期限(支払から 10 日以内)を過ぎてから納付した場合は、期限を 2 日超過する毎に 1%の滞納金を追徴

～ の税務局の要求に応じなかった場合、 の3倍以下の過料

元の税率が 20%と高額であることから、仮に罰せられた場合、支払側の負担は甚大なものになってしまうため、事前に源泉徴収義務を認識し、適切な対応を取る必要があります。

3. 実務上の対応

上述のような、ルールとそれに違反した罰則を理解した上で、実務上いかなる対応をしていくべきで

しょうか。

広告費を\$100、媒体企業は台湾に PE がないケースを前提に、以下で具体的な対応を説明いたします。

<ケース1:ルールに厳密に沿った対応をする>

この方法が最も推奨されることは言うまでもありません。そのための必要な Step は以下の通りです。

Step1 台湾側で支払い時に源泉徴収義務がある旨を説明し、\$20(=100*20%) を控除した金額で広告料の支払を行う旨を事前に書面で合意する。

なお、クレジットカード決済の場合にも、広告費用から\$20 を控除した金額(=\$80)で決済するように依頼をする。

Step2 広告費の支払い(\$80)を行ったら、速やかに\$20 の納付書と申告書を作成し、台湾国内の所轄税務局に納付申告を行う。(支払から 10 日以内)

Step3 源泉徴収票(納税証明)が税務局から発行されたら、その媒体企業に送付する。

この一連の Step により、PE の無い海外の媒体企業が、台湾で獲得した所得\$100 の 20%分(\$20)を台湾に納税した、という形になります。

<ケース2:広告媒体が 20%の控除を拒絶した場合>

広告媒体によっては、源泉徴収控除前の金額の入金を条件として広告配信に応じるケースなどもあるようです。「広告費は\$100とし、同額を口座に振り込むこととし、現地で発生する税金については、広

告主の負担とする。」と規定された契約内容で合意したケースなどです。この場合は

「\$100 が源泉税控除後の金額である」とみなして処理を行います。つまり\$125(=\$100/(1-20%))を広告費、うち\$25(=\$125*20%)を源泉徴収した残りの\$100(=\$125-\$25)を送金する、という形で、申告納付手続きを行う必要があります。

Step1 広告費の支払い(\$100)を行ったら、速やかに\$25 の納付書と申告書を作成し、台湾国内の所轄税務局に納付申告を行う。(支払から 10 日以内)

Step2 源泉徴収票(納税証明)が税務局から発行されたら、その媒体企業に送付する。

この一連の Step により、PE の無い海外の媒体企業が、台湾で獲得した所得(\$125)の 20%分(\$25)を台湾に納税した、という形になります。

実務上は、ケース2の方法で行っている場合の方が多ようです。また、仮に源泉徴収義務を認識しておらず、過去に満額送金してしまっていたという会社が、税務調査で発覚する前に自発的に過去分を遡及申告するという対応をする場合も、ケース1の方法は難しく(理由:先方から 20%分を返金してもらう必要があるため)、ケース2の方法で対応するケースが多いのが実情です。

インターネット広告費の支払にかかる課税は複雑であり、今回ご紹介した所得税の論点以外にも、PE の定義や、営業税(付加価値税)を巡ってもさまざまな論点があります。

また、間に台湾国内外の広告代理店が入って広告費を支払う場合などは、さらに課税関係が複雑

になります。したがって、今回ご紹介した原則を理解した上で、実際の実務に当たっては、支払いの都度、専門家にご相談の上、ケースに即した適切な対応をとることが必要です。また、トラブル防止のためにも、専門家の発行するニュースレターや、台湾の政府機関が発行する通達などには、常日頃から目を通しておくことが望ましいと考えます。



相澤 祐介
(あいざわ ゆうすけ)

公認会計士(日本)
SCS global consulting
(Taiwan) Ltd



1986 年生まれ。東北大学在学中の 2008 年に公認会計士試験に合格。同大卒業後は大手監査法人にて財務諸表監査、株式公開支援業務等に従事。その後、米国、台湾と渡り、2013 年に SCS Global へ参画。シンガポールおよび香港で専門業務に当たりながら、台湾法人の設立を担当。設立と同時に台湾へ拠点を移し、現在は現地代表として会計、税務、監査等の専門サービスの提供に当たっている。



【China】

企業経営における 刑事コンプライアンス及びリスク削減

王 正洋 君澤君法律事務所

企業経営において最大のリスクは刑事案件に陥ることであり、我々は長年、刑事コンプライアンスとそのリスク軽減に携わってきた。これまでの刑事案件の経験から推察されるのは、多くの企業は民事法におけるコンプライアンスに注意が傾き、刑事コンプライアンスおよびリスク削減に十分な注意を払ってこなかったことがある。万が一、刑事紛争に陥った場合、企業は受け身の立場に立たされるために業務停滞に陥りやすく、倒産に追い込まれるケースもある。しかも、企業の管理職が拘束され、実刑判決を言い渡される恐れも否定できない。テレビ、新聞、インターネットにおいて、ほぼ毎日、この類の報道が見受けられる中、事件が頻繁に発生する背景には、企業の「刑法におけるリスクマネジメント」と「刑法の境界」に対する意識が乏しいため、将来の経営活動の隠れた危険性を察知しかねることにあると思われる。

会社設立1日目から、会社の抹消登記を終了するまで、刑事リスクはいつでもどこにでも潜んでいると言える。中国の刑法規定には市場の経営行為を規制する罪名が120以上あり、これらの罪名は企業設立、融資、生産販売、財務管理、労働雇用、人事管理、マーケティング、倒産清算に至るすべての生産経営過程に及ぶ。2014年から16年の間の中国の企業に係る犯罪統計の分析を行った結果、抵触するリスクの高い罪名は70以上あり、主に職

務横領罪、資金流用罪、付加価値税専用領収書虚偽発行罪、契約詐欺罪、資金収集詐欺罪、贈賄罪、企業贈賄罪などである。

業界別に見ると、案件にかかる企業は主に製造業、建築業、小売業、金融保険業、不動産業の5つの産業に集中している。各犯罪の構成要件が異なるため、実際の内容は更に多種多様である。従って、いかに適切に企業の重大な意思決定、日常経営活動をこなし、適時に刑法リスクを認識し、かつ穩便にその事前防止策を整えることは、それぞれに状況が異なるものの、具体的な状況を踏まえて詳細に分析する必要がある。それでは、企業の管理職が犯しやすい職務横領罪、資金流用罪について、我々が処理してきた案件とともに説明したい。

案件概要

某生物科学技術企業には株主が二人おり、そのうち、張Aは会社の実質的支配者の大株主であり、王Bはベンチャーキャピタルで、株主だが実際の経営に携わっていない。張Cは当該会社の会計総監で、張Aの甥である。経営過程において、張Aは会社の資金を無断で自分が設立した他の会社に投入し、未だ返還していない。張Cは張Aの甥であるが、自分が会社に貢献したにもかかわらず、自分で期待していたほどの給料の支給を受けていなかった。そこで、架空の費用精算の形式により数回にわた

り会社資産を横領した。張Aは張Cの行為を発見した後、家族会議を開いて問い詰めたが、張Cが真っ向から否定し、態度もかなり悪質なため、張Aは怒りのあまり警察に張Cの業務上横領を告発した。その後、ベンチャーキャピタルである王Bは契約書に約定された収益を受け取ることができないため、会社の会計帳簿の閲覧を求め、張Aがこれを断って二人の間の溝が深まり、警察に張Aの資金流用を告発した。そのあと、張Cは職務横領罪で判決を言い渡され、張Aも資金流用罪で実刑判決となったあげく、会社は管理者が不在のために、業務停滞に陥り倒産した。

法律規定

「中華人民共和国刑法」271条の規定によれば、会社、企業またはその他機関の職員が職務上の便宜を図り、当該機関のかなり多額の財物を不法占有した場合、5年以下の有期懲役または拘留に処する。金額が巨額の場合、5年以上の有期懲役に処し、かつ財産を没収することができる。関連の司法解釈によると、職務横領罪の罰金刑の金額は6万人民元以上である。なお、条文上のかなり多額とは、6万～100万人民元を指し、巨額は100万人民元以上を指す。

「中華人民共和国刑法」272条の規定によれば、会社、企業またはその他機関の職員が職務上の便宜を図り、当該機関の多額の資金を個人使用または他人に貸与し、3ヵ月過ぎても返還しない場合、あるいは3ヵ月を超過していないが金額がかなり大きく、しかも営利活動に使用した場合、あるいは不法活動に使用した場合、3年以下の有期懲役または拘留に処する。当該機関の資金を流用し、金額が巨額の場合、あるいはかなり大きな金額を返還

しない場合、3年以上10年以下の有期懲役に処する。関連の司法解釈によると、資金流用罪の罰金刑の金額は6万人民元(不法活動を行なった場合)、10万人民元(個人使用または営利活動に使用した場合)である。なお、条文上の金額がかなり大きいとは、10万～400万人民元を指し、巨額は400万人民元以上を指す。

リスク削減

企業の実質的支配者、大株主、管理職は企業の実際の経営活動において、企業資金と個人資金を明確に区別すべきであり、みだりに横領、流用してはならない。株主会、取締役会にて行われた決議、政策などについて、遅滞なく書面の文書を作成すべきであり、株主間の利益紛争が生じた際の審査、責任関係の明確化に備えるべきである。

(1) 企業経営者・管理職による横領のケース

多くの企業管理者は個人資金と会社資金を区別せずに取り扱い、「私財」「企業資金」を混同し、一般自然人の責任と法定代表者としての責任の相違を把握していない。往々にして企業法定代表者としての職務上の便宜を利用して、企業の資金を私的に使用し、法律に抵触することになり、職務横領罪を構成する。

- a) ある企業管理者は企業の管理制度を無視し、自己の統制下の複数の企業の間で無断で資金を使い回し、最終的に法律に抵触し職務横領罪と判定された。
- b) ある執行役員は、会社に大きく貢献したと自認し、おごり高ぶり、会社の決議を経ずに無断で資金を流用し、会社の財産

に手を付けた。会社のオーナー経営者が怒って通報した結果、この執行役員は刑法違反により有期懲役を科された。

(2) 複数株主間の紛争のケース

多数の株主が合資設立した会社においては、株主間に争い事が生じた際は、一部の株主が警察などの司法機関の調査を利用し、企業の経営側に立つ株主に収賄、横領、資金流用などがあるか否かの徹底的な調査を依頼し、報復にでるといった問題が存在する。

株主間の利益紛争が過熱し、複雑になった場合、特に注意すべきなのは企業経営のリスク低減である。一方、他の株主との提携、および他の企業との合併に際し、あとから不正等が発覚することを防ぐためにも、財政状態は必ずつぶさに整理すべきである。また、経営側の株主が企業資金に関する問題を処理する際には、株主間の利益紛争を避け、他の株主の言いがかり、策謀により職務横領罪に抵触するようになることに十分配慮されたい。

リスク削減

上述の通り、企業の設立、運営、抹消などの過程においてはさまざまな刑事リスクが潜んでいる。これらのリスク削減のポイントは日常のリスクマネジメント、事前予防策にある。企業管理者は企業内部に潜んでいる刑事リスクを一早く認識するために、企業外部の法律専門家にサポートを求めることをお勧めする。



君澤君律師事務所
JunZelun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー弁護士
日本チーム責任者

1987年西南法政大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大学 国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として、30年以上にわたる豊富な実務経験を有し、複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問などを務め、2016年、法律雑誌「Lawyer Monthly」で商事仲裁の弁護士に選ばれた。



【アジア経済情報】

アジア概況

～2018年にかけて成長率は横ばいの見通し～

小林 公司 みずほ総合研究所

2017年1Qの景気は概ね持ち直し

17年1Q(1～3月期)のアジアでは、実質GDP成長率が前期に比べて上昇する国のほうが多く(図表1)、総じて景気の持ち直しが続いた。景気持ち直しの背景は、引き続き輸出の回復だ。グローバルなITサイクルの改善、中国で圧縮が進んだ在庫水準の復元など、アジアの輸出を取り巻く良好な環境に変わりはない。足元でも、各国の輸出受注は上昇傾向ないし高水準にあり、輸出を中心に景気回復のモメンタムは続いている。

国・地域別にみると、中国は、前期から2四半期連続で小幅に加速した。政府消費とインフラ投資、輸出が押し上げ要因となった。昨年来の景気対策で需給が改善したことを反映し、川上分野の価格が上昇して名目成長率は3年ぶりの2桁増となる

など、中国の景気は昨年に比べ明るさを増した。

韓国は、IT関連の輸出主導で堅調に加速した。シンガポールと香港は、前期の高い成長率からは減速したものの、景気の実態は底堅かった。いずれも在庫投資の寄与度縮小が減速の一因で、前者については輸出と消費が加速し、後者については投資が拡大した。一方、台湾は加速した。前期に急伸した中国向けスマートフォン関連部材輸出や域内の設備投資に一服感が出たが、輸入の大幅減少に伴う純輸出の拡大が成長率を押し上げた。

ASEAN5では、インドネシア、マレーシア、タイの景気が改善

インドネシアとマレーシアは、輸出および内需を中心に加速した。タイは、昨年10月のプミボン前

図表1 実質GDP成長率

(前期比年率、%)

	2016				2017
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
韓国	2.0	3.7	1.9	2.0	4.3
台湾	4.8	1.4	3.1	1.4	3.8
香港	1.2	6.0	3.2	5.0	2.9
シンガポール	0.5	0.8	0.4	12.3	1.3
タイ	3.9	4.3	1.7	2.1	5.2
マレーシア	3.1	4.3	5.7	5.1	7.5
フィリピン	5.6	7.9	6.0	7.3	4.3
	(前年比、%)				
中国	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9
インドネシア	4.9	5.2	5	4.9	5.0
ベトナム	5.5	5.8	6.6	6.7	5.1
インドネシア	9.1	7.9	7.5	7.0	6.1

(資料) 各国統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表2 設備稼働率指数(2009年以降)

国名	稼働率指数	足元の評価
フィリピン		高水準
インドネシア		〃
マレーシア		急回復
インド		低迷
韓国		〃
タイ		〃

(注) 四半期データ。4期移動平均。タイは11年以降。インドのみ実稼働率。

(資料) 各国統計より、みずほ総合研究所作成

国王崩御に伴う服喪の影響が薄れ、旅行サービス輸出や贅沢・娯楽消費を中心に加速した。一方、フィリピンは、輸出が大幅に加速したものの、投資の旺盛な伸びが一服して内需を中心に減速した。ベトナムも減速したが、増産に向けた部品輸入の増加が主因であり、必ずしも悲観すべき結果ではない。

インドは、消費を中心に減速した。昨年11月の高額紙幣廃止の悪影響が尾を引いた上に、天候要因が薄れて農業生産が減速したことから、農村消費の盛り上がりが一服したもようだ。

18年にかけて輸出の緩やかな改善が持続

今後を展望すると、アジア経済の持ち直しをもたらしている輸出は、18年にかけて緩やかな改善を続けると見込まれる。中国の在庫復元には一巡の兆しがみられるため、中国向けの輸出は頭打ちになるものの、トランプ政権の積極財政が18年にずれ込む形で具体化され、米国向けの輸出

が増加するとみられるからだ。

アジア各国の中でも設備稼働率の高さが目立つ ASEAN5 のフィリピン、インドネシア、マレーシアでは(前頁図表2)、輸出に加えて設備投資の拡大も期待される。こうしたことから、ASEAN5として総じてみれば、景気の緩やかな加速が予想される。

中国では4月に主要指標がそろって鈍化し、在庫調整の動きにも一巡感がみられ、足元で景気のピークアウト感がうかがわれる。また、政府は金融リスクの防止に努めており、住宅購入抑制策は今春以降に再強化された。今後は、住宅投資が低調に推移することなどから、景気は緩やかに減速すると見込まれる。

インドは、高額紙幣廃止の影響が薄れて、消費を中心に持ち直す見通しである。もっとも、低稼働率や銀行不良債権問題を背景に設備投資が低迷を続けるため、景気の加速は緩やかなものとなる。

以上を踏まえ、17年の実質GDP成長率は、中国が+6.6%、NIEs が+2.5%、ASEAN5 が+5.0%、インドが+7.1%、18年は、中国が+6.4%、NIEs が+2.5%、ASEAN5 が+5.1%、インドが+7.5%と予測する(図表3)。17年から18年にかけて、中国が緩やかに減速する一方、ASEAN5 やインドが加速することで、アジア経済は総じて横ばいで推移する見通しである。

図表3 アジア経済見通し総括表

(単位: %)

	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (実績)	2017年 (予測)	2018年 (予測)
アジア	6.4	6.2	6.2	6.1	6.1
中国	7.3	6.9	6.7	6.6	6.4
NIEs	3.5	2.0	2.3	2.5	2.5
韓国	3.3	2.8	2.8	2.7	2.8
台湾	4.0	0.7	1.5	2.3	2.3
香港	2.8	2.4	2.0	2.7	1.4
シンガポール	3.6	1.9	2.0	2.5	2.5
ASEAN5	4.6	4.8	4.9	5.0	5.1
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2
タイ	0.9	2.9	3.2	3.3	3.2
マレーシア	6.0	5.0	4.2	5.0	5.0
フィリピン	6.1	6.1	6.9	6.3	6.6
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.1	6.4
インド	7.0	7.5	7.9	7.1	7.5
(参考)中国・インドを除くアジア	4.1	3.7	3.9	4.0	4.1
(参考)中国を除くアジア	5.4	5.4	5.7	5.4	5.7

(注1) 実質GDP成長率(前年比)。

(注2) 平均値はIMFによる2015年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2016年11月発行 第57号

- ・ サプライサイド構造改革のめざす先 ~ 「13次5カ年」期の中国産業政策 ~
- ・ 台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編) ~ 蔡新政権の経済政策を展望する ~
- ・ 新税制導入後の中国における越境 EC の動向
- ・ Philippines: フィリピンでの会社清算
- ・ Vietnam: ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策
- ・ India: インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・ Taiwan: 台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・ China: 企業移転における主な留意点 ~ 企業の不動産資産の法的保護を中心に ~
- ・ China: 企業間での貸付行為の効力問題

2016年12月発行 第58号

- ・ サプライサイド構造改革のめざす先 ~ 「13次5カ年」期の中国産業政策 ~
- ・ 中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・ 香港統括会社の現状と CTC への対応 ~ 在香港日系統括会社調査より ~
- ・ 華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・ India: インドの税制[61]インド物品・サービス税(GST)の最新動向 ~ そのインパクトと企業の対応 ~
- ・ Indonesia: インドネシア税務調査
- ・ Cambodia: カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・ Taiwan: 台湾の法定休日
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務[24]「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

2017年1/2月発行 第59号

- ・ 2016年下期為替市場の回顧と17年上期の見通し ~ ドル円およびオフショア人民元相場を中心に ~
- ・ 香港の賃金動向 ~ 2016年の回顧と17年の展望 ~
- ・ Vietnam: ロイヤルティーに関する税務上の留意点
- ・ Vietnam: 投資法の改正案
- ・ India: インドビジネス最新情報 [23]均等化税の概要
- ・ Indonesia: インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・ Malaysia: 2017年度マレーシア予算案における税制改正
- China: 非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

2017年3月発行 第60号

- ・ 中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・ “一帯一路”構想を支える国際金融機関 ~ IFFO にみる外資参入のチャンス ~
- ・ Thailand: タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・ Vietnam: ベトナム税務最前線 ~ 税法改正と税務調査のトレンド ~

- ・ India: インドの税制 [62] 2017年度インド予算案における税制改正概要
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [25] インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・ China: 中国での会計と IFRS の動向 ~ 収益認識基準について ~
- ・ Hong Kong: 香港における BEPS への対応に関する公開草案の概要

2017年4月発行 第61号

- ・ 【みずほ銀行(中国)深圳支店 30周年記念】 深圳市 30年の軌跡と奇跡 ~ 世界の工場から紅いシリコンバレーへ ~
- ・ 企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・ Vietnam: 移転価格の新政令
- ・ India: インドビジネス最新情報[24]インド・シンガポール租税条約の改正
- ・ Singapore: 2017年シンガポール予算案 ~ 税制改正を中心に ~
- ・ China: 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・ China: 中国税関実務 ~ 輸入申告価格の設定 ~
- ・ Hong Kong: 香港における事業譲渡
- ・ Hong Kong: 香港法人の資本再構築

2017年5月発行 第62号

- ・ 中国自動車産業の新常態
- ・ 【みずほ銀行バンコック支店 プノンペン出張所開設記念】 成長期を迎えるカンボジア
- ・ India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税(GST)導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・ Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・ Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・ Philippines: 日比租税条約の適用
- ・ China: 中国民法総則の要点解説
- ・ China: 中国現地法人運営の留意点
- ・ Taiwan: 統一發票の実務上の留意点

2017年6月発行 第63号

- ・ アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業 ~ 2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から ~
- ・ 中国返還 20周年を迎える香港
- ・ 重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・ Vietnam: ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・ Indonesia: インドネシア新移転価格文書規制
- ・ India: インドビジネス最新情報[25] 一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [26] 民事執行における財産調査の最新状況
- ・ China: 企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・ Hong Kong: 香港私的有限会社の閉鎖オプション ~ 会社秘書役の観点からの考察 ~

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部 (日本)
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室 (在シンガポール)
TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1.法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2.秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3.著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4.諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。